

「第3回 機械要素技術展 福岡」ブース製作業務委託 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「第3回 機械要素技術展 福岡」ブース製作業務委託（以下「本業務」という。）において、本業務の委託先を選考するため、企画提案を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

「第3回 機械要素技術展 福岡」ブース製作業務委託

(2) 業務の目的

日本最大の機械要素・機械加工技術を集めた専門技術展である「第3回 機械要素技術展 福岡」に「佐賀・鹿児島パビリオン」ブースを設け、佐賀県・鹿児島県のものづくり企業の製品PRの機会を提供することで、取引拡大を図る。

(3) 業務内容

別添「第3回 機械要素技術展 福岡」ブース製作業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期限

令和7年12月12日（金）

3 契約上限額

2,284千円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 参加資格

企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たす企業等とします。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(1) 展示会や見本市等において同様のブース製作実績を有すること。

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施することが可能であること。

(3) 九州に本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、迅速な連絡調整と対応が可能であること。※特に、展示会の会期中における迅速な連絡調整及び対応が要件。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する者に該当しないこと。

(5) 企画提案書の募集開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、佐

賀県及び鹿児島県から指名停止等の措置を受けていないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(3) 企画提案書等に不足又は虚偽の記載があった場合

(4) 見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(6) 契約の相手方となる事業者が、委託業務の全部の処理を他に委託し、又は請け負わせることが判明した場合

(7) 審査の公平性を害する行為があった場合

(8) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 募集方法

佐賀県産業イノベーションセンターのウェブサイト掲載により募集

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

企画提案書（様式2）に以下のアからカに掲げる書類を添付し、提出して下さい。

ア 提案内容（企画内容、実施スケジュール等を示すこと）

※ ブース企画のイメージ（カラー）及びブースレイアウト平面図（任意様式）

※ 10-（2）審査の評価基準に基づき、企画内容の趣旨等を記載すること。

※ ブースのロゴマークについては、佐賀県産業イノベーションセンターが提供するものを使用すること。

イ 業務遂行体制（担当者の人数、構成、配置 等）

ウ 費用見積書

※ 積算内訳を記載すること（任意様式）。

※ デザイン案等の企画提案の内容について、関係機関等との打合せにより複数回の修正を行う場合やロゴ・キャッチコピー等の制作を委託する場合が想定されるので、必要な場合はそれらに係る費用も見積りに積算すること。

エ 誓約書（様式3）

オ 提案者の概要がわかる資料（パンフレット等）

カ ブース設営実績（オの資料で確認できれば省略可）

（2）提出方法

ア 提出期限：令和7年8月15日（金）※当日消印有効

イ 提出方法：持参、郵送、宅配便のいずれでも可。

電子データは、電子メールにて送付すること。

ウ 提出部数：提案書鑑（紙）1部、添付書類（紙）5部、電子データ一式

エ 提出先：佐賀県産業イノベーションセンター

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

ものづくり振興課 森、平島

TEL：0952-34-4416（直通）

FAX：0952-34-4412

E-mail：monodukuri@mb.infosaga.or.jp

8 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------|
| （1）企画提案募集開始 | 令和7年7月25日（金） |
| （2）質問書の提出期限 | 7月31日（木） |
| （3）質問書への回答の公表 | 8月6日（水） |
| （4）企画提案書等提出期限 | 8月15日（金）※当日消印有効 |
| （5）最優秀提案者決定 | 8月27日（水） |

9 質問書

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができます。

(1) 提出方法

上記8の期限までに電子メールにより提出して下さい。

(2) 回答

質問書に対する回答は、佐賀県産業イノベーションセンターホームページにおいて公表します。

10 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書を下記の基準により審査を行い、最も高い評価を受けたものに業務を委託します。

なお、審査の結果、評価の総合計点が満点の60%以上に達した企画提案者がいない場合は、適格者なしとします。

(2) 審査の評価基準

ア 企画の内容

- ・ 提案の内容が事業の目的に沿ったものであるか。
- ・ 来場者の目を引くブースデザインとなっており、ロゴ・キャッチコピー等が効果的にPRされているか。
- ・ 来場者が佐賀県及び鹿児島県、出展商品に興味を持つようなデザイン、出展企業（8社程度）の各ブースへ立ち寄りやすく、各ブースに均等な来場者の動線が見込めるようなレイアウトとなっているか。
- ・ 鹿児島県及び佐賀県のイメージ及び出展企業（ものづくり企業）との関連付けが出来ており、商品の付加価値を高めるデザインとなっているか。

イ 業務の遂行

- ・ 業務を遂行する上で、適切な体制が取られているか。
- ・ 見積書の内容は、企画内容に対し妥当なものであるか。予算の範囲内か。

ウ 実績

- ・ 当該業務を実施するために十分な実績を有しているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知します。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付ません。

11 その他

- (1) この企画提案に要する全ての経費は、提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出は、1社2提案以内とします。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めません。
- (4) 委託契約の締結にあたって、審査の評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- (5) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、改めて佐賀県産業イノベーションセンターが作成した委託業務仕様書により、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び佐賀県個人情報保護条例に従い適切に管理するものとします。

12 担当部署（提出先及び問合わせ先）

佐賀県産業イノベーションセンター

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

ものづくり振興課 森、平島

TEL：0952-34-4416（直通）

FAX：0952-34-4412

E-mail：monodukuri@mb.infosaga.or.jp